清田区ガチャマシン貸出しに関する要綱

令和4年4月15日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、清田区ガチャマシン(以下「ガチャマシン」という。)の貸出し、 承認等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な使用かつ積極的な活用を 図り、清田区のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める清田区ガチャマシンとは、清田区で製作した小型玩具販売機のことをいう。

(貸出対象事業等)

- 第3条 ガチャマシンは、次に掲げる事業において使用する場合に貸出するものとする。
 - (1) 清田区(札幌市含む)と共催で実施する事業
 - (2) 清田区(札幌市含む)が構成員となっているまたは事務局を担っている団体が実施する事業
 - (3) 清田区総合庁舎、区役所前広場、市民交流広場、清田区内のまちづくりセンターで 実施する事業
 - (4) その他区長が特に認めるもの
- 2 次のいずれかに該当する事業については、ガチャマシンの貸出しを行わない。
 - (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業
 - (3) 特定の教派、宗教もしくは教団を支援する事業
 - (4) その他、公益を害するおそれがあると認められる事業

(使用承認申請)

- 第4条 ガチャマシンを使用しようとする者は、あらかじめ「清田区ガチャマシン貸出 承認申請書」(様式第1号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただ し、札幌市の職員が使用し、清田区のPRに寄与するイベントであると認められることが明らかな場合及び特に区長が認めるときは、その限りではない。
- 2 区長が必要と認めるときは、ガチャマシンを使用しようとする者に対し、貸出また は承認に関する資料を求めることができる。

(使用の承認)

- 第5条 区長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号に該当 する場合を除き、ガチャマシンの貸出しを承認する。
 - (1) 清田区の地域振興やPRに寄与するイベントに該当しないと認められるとき。但し、「清田区マスコットキャラクターの使用に関する要綱」(平成24年3月16日区長決裁)に基づく「清田区マスコットキャラクター使用承認申請」により当該マスコットキャラクターを使用した商品販売する場合を除く。
 - (2) 清田区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用し、若しくはそのおそれがある、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
 - (5) 特定の個人若しくは団体の売名に利用し、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) ガチャマシンの汚損等のおそれがあると認められるとき。
 - (7) ガチャマシンの汚損等不測の事態により使用することができなくなった場合。
 - (8) その他、承認することが不適当と認められる場合。
- 2 区長は、前項に基づき貸出しを承認したときは、「清田区ガチャマシン貸出承認通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定に基づき審査した結果、貸出しが不適切と判断したときは、「清 田区ガチャマシン貸出不承認通知書」(様式第3号)により申請者に通知するものとす

(使用上の遵守事項)

- 第6条 清田区ガチャマシンを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
 - (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 貸出期間を遵守すること。
 - (3) 景品表示法関係法令等を遵守し、適切に使用すること。
 - (4) ガチャマシンを第三者に転貸しないこと。
 - (5) ガチャマシンの搬入、搬出は区長の指定する時間内に自ら行うこと。
 - (6) ガチャマシン取扱説明書を熟読のうえ使用すること。

(承認の取消)

- 第7条 区長は、ガチャマシンの貸出しが、この要綱又は承認内容に違反していると認められるときは、第4条第1項の承認を取り消すことができる。
- 2 区長は、前項の規定により承認を取り消すときは、申請者に理由を付して書面で通 知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により借受けしたガチャマシンを直ちに返却しなければならない。
- 4 承認を取り消されたことにより生じた損害に対して、札幌市は一切の責任を負わない。

(使用料)

第8条 ガチャマシンの使用料は無償とする。ただし、ガチャマシンの使用に伴い必要な景品、備品等は使用者の負担とする。

(現状回復)

- 第9条 使用者がガチャマシンを汚損した場合は、使用者の責任と負担により補修し、 現状に復さなければならない。
- 2 使用者から現状に復したと申し出があった場合でも、区長がガチャマシンの補修を 求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。
- 3 ガチャマシン付属品(カプセル、専用コイン、鍵)を破損、紛失した場合、実費請求する場合がある。

(使用に際して生じた損害に対する責任)

第10条 札幌市は、ガチャマシンの使用に際して、自己や第三者へ損害を与えた場合 においても一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ガチャマシンの使用に関し必要な事項は、区 長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。